

# 建設業の死亡災害増加中

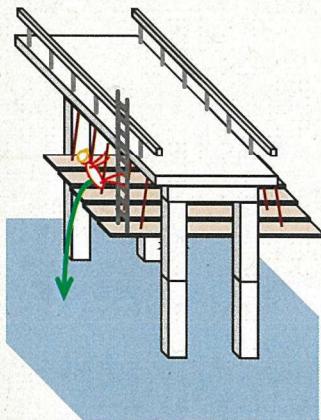
東京労働局管内で発生した令和5年の労働災害による死者者数について、前年に比べ大幅に減少していますが、8月10日現在、7月以降に8名の方が亡くなり、このうち建設業での死者者数が6名となっております。

また、発生した死亡災害のうち、高所からの墜落等によるものが3件、熱中症によるものが3件となっており、墜落転落災害では墜落制止用器具や保護帽の使用が必要であったにもかかわらず墜落制止用器具や保護帽を装着していなかったもの、熱中症では暑さ指数に基づく対策がなされていなかったものが見られます。

これらの災害は「基本的なルールを守っていなかったもの」や、「安全性の検討を十分に行わずに作業を行った結果発生したもの」であり、現場全体の「安全に対する意識」や「安全管理能力」の低下が懸念されるところです。

つきましては、建設現場における労働災害防止対策を推進する上で特に留意すべき事項を裏面のとおり取りまとめましたので、「墜落・転落」「熱中症」災害をはじめとする労働災害の防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

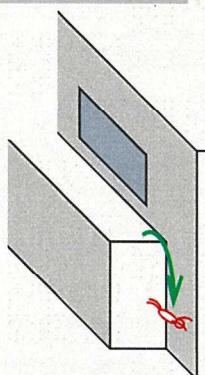
## 建設業の死亡災害：墜落等



業種：土木工事業  
職種等：とび工  
(20歳代)  
事故の型：おぼれ  
起因物：はしご等  
経験年数：  
1年以上5年未満

橋梁塗替工事において、工事に使用するつり足場の組立て作業を行うため、補修を行う橋梁に取り付けられていた昇降はしごを降りていたところ、橋梁から約10メートル下の海面に墜落し、溺死したもの。

昇降時に墜落制止用器具を使用しておらず、ライフジャケットは未着用であった。



業種：その他の工事業  
職種等：防水工  
(50歳代)  
事故の型：墜落転落  
起因物：建築物  
経験年数：  
5年以上10年未満

建物の漏水工事のため屋上に接着シートを張付ける作業中、粘着シートの粘着面保護シートを剥がしながら屋上端部へ後ろ向きに移動していたところ、当該屋上端部から4m下の地面に墜落したもの。

屋上には手すり等はなく、墜落制止用器具や保護帽は未着用であった。

## 建設業：熱中症による死亡災害が3件発生！

「熱中症共通」 事故の型：高温・低温の物との接触

起因物：高温・低温環境

業種：建築工事業  
職種等：とび工(40歳代)  
経験年数：5年以上10年未満

現場で資材の片づけ等を行っていた作業者が熱中症により亡くなったもの。

業種：建築工事業  
職種等：とび工(50歳代)  
経験年数：30年以上

断熱材の養生撤去作業に従事していた被災者が熱中症により亡くなったもの。

業種：土木工事業  
職種等：オペレーター(60歳代)  
経験年数：30年以上

熱中症による体調不良を訴えていた被災者が休憩後、立ち上がった際に転倒し、頭部を負傷したもの。翌日搬送先で亡くなった。

## 建設業における労働災害防止対策の徹底について(緊急要請)

### 1. 死亡災害を絶対に発生させない旨の決意表明と発信

現場所長自らが「死亡災害を絶対に発生させない」旨の決意表明を行うとともに、現場全体への適切かつ継続的な発信及び周知がなされていること。

### 2. 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組

安全衛生管理活動（現場巡視及び災防協、下請事業者に対する的確な指導・支援等）が実施されていること。

また、作業計画及び作業手順書の作成とそれに基づく手順の遵守、作業開始前の打合せの実施、KY活動の活性化（マンネリ化防止）に向けた取組が行われていること。

※ 日々の職場巡視の徹底はもとより、現場の危険箇所を見つける能力（危険感受性）を養うような創意工夫を凝らした取組を促進することにより、現場全体の安全レベルの向上を図ること。

※ リスクアセスメントの適切な実施により、工事の計画段階において作業に伴うリスクの除去・低減を検討し、当該検討した工事計画に沿った適切な作業方法を定め、これに基づく作業を徹底すること。

### 3. 墜落・転落災害防止対策の徹底

高所作業において、有効な作業床の設置や、作業床の端・開口部における手すり（囲い等）の設置、墜落制止用器具の使用等、墜落・転落防止を重点とした点検強化が的確に図られていること。

※ 死亡災害に占める「墜落・転落」災害の占める割合が高いことを踏まえ、リスクアセスメントの実施に当たっては、高所作業自体の除去・低減に努めること。

※ 墜落防止措置については、「手すり」の設置などの設備的対策によるこを原則とし、点検等の適切な実施により、その維持・管理の徹底を図ること。

※ 設備的対策を講ずることが困難な場合や、設備的対策を講じてもなお、墜落によるリスクがある場合については、墜落制止用器具の使用等を徹底すること。

※ 適切な墜落防止措置を講じた場合であっても、「手すりを乗り越える」等の不安全行動は災害に直結するため、労働者に対する教育や現場巡視の徹底等により、現場全体で不安全行動を排除するよう努めること。

### 4. 安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底

(1) 安全衛生ルールが掲示等により現場全体で共有され、安全衛生対策が盛り込まれた作業手順書の周知が的確に行われていること。

(2) 新規入場者教育、職長教育や必要な特別教育の実施状況を確認するとともに、事前教育（下請事業者による入場前教育）に対して支援が的確に行われていること。

(3) 危険意識の低下や作業の慣れから生ずる災害防止対策として、災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等、安全衛生意識の向上が図られていること。

※ 作業員に対する雇入れ時教育、新規入場者教育はもとより、「建設業に不慣れな者」を使用することを前提とした管理が必要であることから、必要に応じ、職長教育や安全衛生責任者教育等について再教育を行うこと。また、建設現場で新たに仕事をされる「建設新規就業者」に対しては“建設現場における労働災害防止に必要な最低限のルールを習得させる”ための教育を実施すること。

※ 元方事業者、協力会社相互間のコミュニケーション強化と現場全体の安全意識の高揚を図ること。

### 5. 熱中症予防対策として暑さ指数に基づく管理及び状況に応じた休息

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です（別添リーフレット参照）。